

経産省による事業

平成30年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

■ 次世代省エネ建材支援事業

-対象製品の公募- 公募要領

平成30年4月

INDEX

1 対象製品について

| | | |
|-------------|-------|---|
| 1. 事業趣旨 | | 2 |
| 2. 事業内容 | | 2 |
| 3. 登録申請者の要件 | | 2 |

2 対象製品の要件

| | | |
|--------------|-------|----|
| 1. 断熱パネルの要件 | | 3 |
| 2. 潜熱蓄熱建材の要件 | | 5 |
| 3. 玄関ドアの要件 | | 7 |
| 4. 窓の要件 | | 8 |
| 5. ガラスの交換の要件 | | 9 |
| 6. 調湿建材の要件 | | 10 |

3 対象製品の登録について

| | | |
|-------------|-------|----|
| 1. 登録スケジュール | | 11 |
| 2. 対象製品の公表 | | 11 |

4 対象製品の登録方法

| | | |
|----------|-------|----|
| 1. 登録手順 | | 12 |
| 2. 登録フロー | | 12 |
| 3. 提出書類 | | 14 |

5 申請に関する注意事項

| | | |
|----------------------|-------|----|
| 1. 対象製品に関する注意事項 | | 17 |
| 2. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先 | | 18 |

1 対象製品について

1. 事業趣旨

既存住宅の断熱・省エネ性能向上を図る改修工事の普及のため、短工期で施工可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援するもの。

2. 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が定める要件を満たした高性能断熱建材・潜熱蓄熱建材・調湿建材の導入を行う者に対して、その経費の一部を補助する。

① 補助事業名

平成30年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(次世代省エネ建材支援事業)

略称:平成30年度 次世代省エネ建材支援事業(以下「本事業」という。)

② 補助対象となる製品

- SIIの定める要件を満たした製品であること。
- 未使用品であること。

(注1) SIIに登録されていない建材を用いた改修工事は補助対象外とする。

3. 登録申請者の要件

以下の要件①、②を満たす登録申請者(以下メーカーといふ。)を対象とする。

- ① 製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。
- ② 事業及び企業の継続性があること。

(注2) 登記をしている法人格に限る(必要により企業登記簿謄本等の提出を求める場合がある)。

(注3) 製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業等の情報)と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

2 対象製品の要件

1. 断熱パネルの要件

- ① 施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となったパネルで、室内側から施工できるものであること。
(壁の外側、天井裏、床下から施工するものは対象外とする)
- ② 代表的な断熱パネルの表面積の50%以上が入値(熱伝導率)0.022(W/(m·K))以下の断熱材であること。
- ③ 断熱パネル全体のR値(熱抵抗値)が1.0(m²·K/W)以上のもの。
なお、R値は次頁の「断熱パネル全体のR値(熱抵抗値)算出方法例」を参照して算出すること。
- ④ メーカー出荷時にその性能値が確保できているもので、且つ確認できること。
- ⑤ 断熱パネルの製造責任者として、原則、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得していること。
- ⑥ 通常の使用下において、法定耐用年数の期間内に著しい基本性能の低下がないこと。
- ⑦ ホルムアルデヒド発散建築材料においては、規制対象外(JIS・JASのF☆☆☆☆及び大臣認定品等)であること。
また、規制対象外であることが確認できる書類(大臣認定書又は第三者機関※1にて発行された登録証、性能試験成績書等)を提出できること。
ただし、告示対象外で規制を受けない建材においては、当該建材を使用していることがわかる書類を提出すること。
- ⑧ 断熱パネルに内蔵された断熱材は、原則、JIS認証を取得した製品であること。
(該当するJIS等については、以下、表1を参照のこと)
 - A) 過去3年内に認証(定期認証維持審査によるものを含む)を受け、JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、附属書を提出できるもの。
 - B) 過去3年内に認証(定期認証維持審査によるものを含む)を受け、JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、附属書及び第三者機関※2にて測定した性能試験成績表を提出できるもの。
 - C) JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、第三者機関※2にて測定した性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類を提出できるもの
(JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む)。
 - D) JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を要望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言ができる製品で、自己適合宣言書(JIS Q 17050-1)、支援文書(JIS Q 17050-2)、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

(注1) 真空断熱材においては、予めSIIに登録されたメーカーが発行する真空断熱材施工登録店登録証又は、真空断熱材指定施工業者届出書を提出できる施工会社が施工し、性能・品質が確保できること。

表1 断熱パネルに内蔵される断熱材の登録要件に関するJIS規格等

| 名称 | 内容 |
|------------------------|---------------------|
| JIS A 9504 | 人造鉱物繊維保溫材 |
| JIS A 9511 | 発泡プラスチック保溫材 |
| JIS A 9521 | 建築用断熱材 |
| JIS A 9526 | 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム |
| JIS A 9523 | 吹込み用繊維質断熱材 |
| ISO 9001 JIS Q 9001 | 品質マネジメント規格 |
| JIS Q 17050 | 適合性評価-供給者適合宣言 |

※1 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会等。

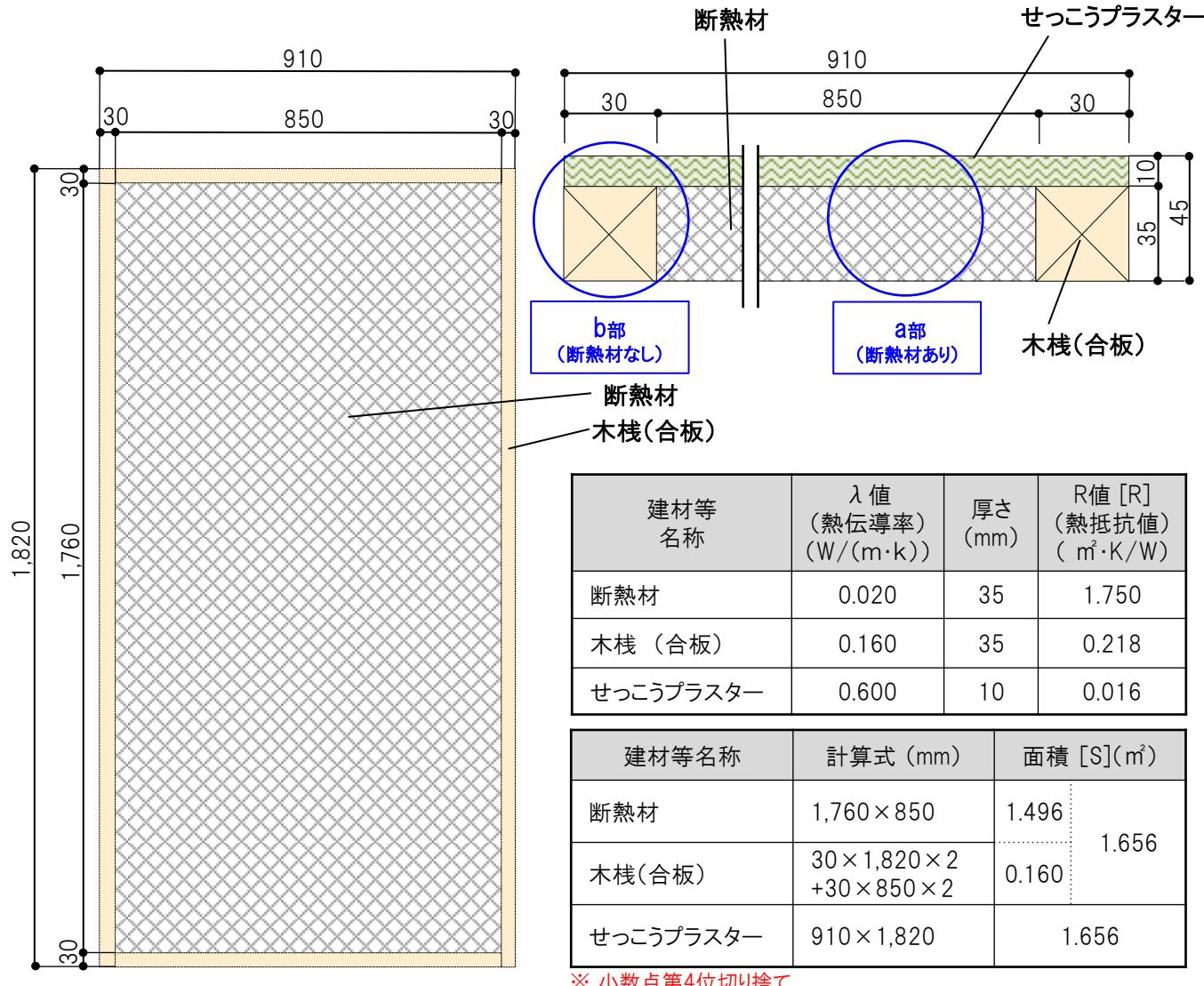
※2 一般財団法人 建材試験センター等。

■ 断熱パネル全体のR値(熱抵抗値)算出方法例

$$\begin{aligned} \text{全体のR値} &= \frac{S_a + S_b}{(U_a \times S_a) + (U_b \times S_b)} \\ &= \frac{S_a + S_b}{\frac{S_a}{R_a} + \frac{S_b}{R_b}} \end{aligned}$$

Sa:a部面積
Sb:b部面積
Ua: $\frac{1}{R_a}$
Ub: $\frac{1}{R_b}$
Ra:a部R値
Rb:b部R値

・断熱パネル全体のR値算出例



・断熱パネル全体のR値計算例

$$\begin{aligned} \text{全体のR値} &= \frac{S_a + S_b}{\frac{S_a}{R_a} + \frac{S_b}{R_b}} \\ &= \frac{1.496 + 0.160}{(1.496 \div 1.766) + (0.160 \div 0.234)} \\ &= 1.08 \geq 1.0 \end{aligned}$$

※ 小数点第3位切り捨て

Ra: $1.750 + 0.016 = 1.766$
 Rb: $0.218 + 0.016 = 0.234$
 Sa: 1.496
 Sb: 0.160

(注1) λ 値が不明の場合は、国立研究開発法人 建築研究所が公表する「外皮の熱損失の計算方法」の「表A.1 材料種別の熱物性値」を参照して計算すること。
https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/Manual_HeatLoss_20130712.pdf

2. 潜熱蓄熱建材の要件

① 潜熱蓄熱建材の利用方法は以下A)～C)によるものとする。

- A) 開口部からの進入日射熱利用
- B) 床暖房放熱器利用(太陽熱集熱設備併用)
- C) 屋根空気集熱式ソーラーシステム(全館空調方式)

② 温度範囲15℃から35℃(温水式床暖房と併用の場合は20℃から35℃)における蓄熱量が90kJ/m²以上、潜熱量が45kJ/m²以上であること。

なお、試験方法は建材試験センター規格のJSTM O 6101によるものとする。

③ 製品厚みが25mm以内であること。

④ メーカーにおいて、次頁表3の記載事項を記した「設計・施工マニュアル」、「設計チェックシート」と「施工チェックシート」を整備していること。

⑤ 通常の使用下において、法定耐用年数の期間内に著しい基本性能の低下がないこと。

⑥ ホルムアルデヒド発散建築材料においては、規制対象外(JIS・JASのF☆☆☆☆及び大臣認定品等)であること。

また、規制対象外であることが確認できる書類(大臣認定書又は第三者機関※1にて発行された登録証、性能試験成績書等)を提出できること。

ただし、告示対象外で規制を受けない建材においては、当該建材を使用していることがわかる書類を提出すること。

⑦ 第三者機関※2による品質性能試験報告書等が提出できる製品(以下のA)又はB)に該当)であること。

(該当するJIS等については、以下、表2を参照のこと)

A) 品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される蓄熱量、潜熱量の管理図)及び第三者機関※2にて測定した性能試験成績書※3を提出できるもの。

B) 第三者機関※2にて測定した性能試験成績書※3及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

表2 潜熱蓄熱建材の登録要件に関するJIS規格等

| 名称 | 内容 |
|------------------------|-----------------------|
| ISO 9001 JIS Q 9001 | 品質マネジメント規格 |
| JIS Q 17050 | 適合性評価-供給者適合宣言 |
| JSTM O 6101 | 潜熱蓄熱建材の蓄熱特性試験方法(熱流計法) |

※1 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会等。

※2 一般財団法人 建材試験センター等。

※3 性能試験成績書を基に、JSTM O 6101に基づいて製品の蓄熱量・潜熱量を補正した場合、メーカーの社印が押印された計算結果報告書等をあわせて提出すること。

表3 潜熱蓄熱建材の「設計・施工マニュアル」、「設計チェックシート」、「施工チェックシート」の記載事項
設計施工マニュアル必須記載事項

| 必須項目 | 備考 |
|--------|---|
| 設計項目 | 『JSTM O 6101』に基づく値 ※算出対象温度帯は以下のいずれかとする <ul style="list-style-type: none"> ・『開口部からの進入日射熱利用』の場合：15℃～35℃ ・『温水式床暖房放熱器利用』の場合：20～35℃ ・『屋根空気集熱式ソーラーシステム利用』の場合：15～35℃ |
| | 製品の厚さ(mm) 重ねあわせの可否も記載 |
| | 利用方法① ※①～③のいずれかを記載 『開口部からの進入日射熱利用』の場合、真南±30° の方位に面する集熱開口部の面積が、対象室の床面積の10%以上 |
| | 利用方法② ※①～③のいずれかを記載 『温水式床暖房放熱器利用』の場合、太陽熱利用温水式床暖房(個別空調)利用であること |
| | 利用方法③ ※①～③のいずれかを記載 『屋根空気集熱式ソーラーシステム利用』の場合、屋根空気熱集熱式ソーラーシステム(全館空調)利用であること |
| 対象室の断熱 | 平成11年省エネ基準以上の断熱確保 |
| 施工項目 | 製品の施工部位 床、壁、天井など、製品が施工できる部位 |
| | 施工納まり図 製品が施工できる部位ごと。潜熱蓄熱建材の配置位置がわかること |
| | 蓄熱機能を失う施工注意喚起 釘打ち・切断箇所指定など |

設計チェックシート

| 必須項目 | 備考 |
|---|---|
| 製品の蓄熱量・潜熱量 (kJ/m ²) | ・各利用方法における、蓄熱量:90kJ/m ² 、潜熱量:45kJ/m ² 以上あること ・製品の重ね合わせは可であるが、重ねあわせる総製品厚みが25mm以内であること |
| 設置する製品の総蓄熱量 ① (kJ/m ²) ※①②のいずれかを満たすこと | 『開口部からの進入日射熱利用』『温水式床暖房放熱器利用』の場合、施工される製品の総蓄熱量が、対象室の床面積に192kJを乗じた数値よりも大きいこと |
| 設置する製品の総蓄熱量 ② (kJ/m ²) ※①②のいずれかを満たすこと | 『屋根空気集熱式ソーラーシステム利用』の場合、施工される製品の総蓄熱量が、延床面積に80kJを乗じた数値よりも大きいこと |
| 対象室の断熱 | 規定された断熱基準より高いこと |
| 利用方法 | 各利用方法に合致した設計であること |

施工チェックシート

| 必須項目 | 備考 |
|---------------|--|
| 製品の施工された部位 | 床・壁・天井など製品設計上許容された部位か |
| 施工された製品の納まり位置 | 外皮断熱材よりも対象部屋側に施工すること (可能な限り対象室側に施工すること) |
| 施工された製品の厚さ | 施工された製品の総厚みが25mm以内であること |
| 利用方法 | 各利用方法に合致した熱取得を行っていること |
| 蓄熱機能が失われていないか | 蓄熱機能を失う注意に対して正確な施工をすること |

3. 玄関ドアの要件

① 原則、製品シリーズでの登録とする。

ただし、シリーズ内で要件に満たない製品がある場合は、その製品を除外したシリーズ又は製品単体での登録も可とする。その場合、シリーズ名又は製品名で判断できるように登録すること。

② U値(熱貫流率)が1.90W/(m²·K)以下(防火仕様の場合は2.33W/(m²·K)以下)であること。

(注1) シリーズで登録する場合、登録する製品のうち最もU値(熱貫流率)が大きい製品で上記登録要件を満たすことを、性能試験成績書等※にて示すこと。

③ 原則、JIS認証(JIS A 4702)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下、表4を参照のこと。)

- 過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。

(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。)

- ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書等が提出できる)製品(以下のA又はB)に該当)は対象とする。

A) 品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図)及び性能試験成績書等※を提出できるもの。

B) 性能試験成績書等※及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

※ 性能試験成績書等は以下のいずれかとする。

- JIS A 4710又はISO 12567-1により対象製品で実施された第三者機関※1の試験結果報告書

- JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEyeドア※2により対象製品で実施された第三者機関※3の計算結果報告書

- 国立研究開発法人建築研究所の「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」の「付録B4 ドア等の大部分がガラスで構成されない開口部」の開口部の熱貫流率にて要件を満たしていること(枠と戸の仕様、ガラスの仕様等)を証明する書類(ドアメーカーにて社印を押印したもの)

表4 玄関ドアの登録要件に関するJIS規格等

| 名称 | 内容 |
|------------------------|---|
| JIS A 4702 | ドアセット |
| ISO 9001 JIS Q 9001 | 品質マネジメント規格 |
| JIS Q 17050 | 適合性評価-供給者適合宣言 |
| JIS A 4710 | 建具の断熱性試験方法 |
| ISO12567-1 | Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by hot box method. Complete windows and doors. |
| JIS A 2102-1 | 窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般 |
| JIS A 2102-2 | 窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法 |
| WindEyeドア | 開口部の熱性能評価プログラム(ドアの熱性能評価) |

※1 JNL AやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※2 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている開口部の熱性能評価プログラム WindEyeドアによる計算結果報告書を提出する場合、ドアメーカーにて社印を押印する。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

4. 窓の要件

- ① 既存サッシ枠の撤去を伴わない、カバー工法用製品、内窓のいずれかの製品であること。
 ② U値(熱貫流率)が1.90W/(m²·K)以下の製品であること。

ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が1.90以下であること。

また、この場合のU値は、外窓をアルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

(注1) テラスドア、勝手口ドア等は、ドアに組込まれたガラス部分がドア面積の50%以上であり、上記登録要件を満たす場合のみ登録可とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を添付すること(カタログも可とする)。

- ③ 原則、JIS認証(JIS A 4706)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下、表5を参照のこと)

- 過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。

(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。)

- ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる)製品(以下のA)又はB)に該当))は対象とする。

A)品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図)及び性能試験成績書※を提出できるもの。

B)性能試験成績書※及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

※ 性能試験成績書は以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書にガラスマーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率、ガラスの中空層の厚さの記載があること。

(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること。)

・JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※⁴で実施された第三者機関※¹の試験結果報告書

・JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEye窓※²により代表試験体※⁴で実施された第三者機関※³の計算結果報告書

表5 窓の登録要件に関するJIS規格等

| 名称 | 内容 |
|------------------------|---|
| JIS A 4706 | サッシ |
| ISO 9001 JIS Q 9001 | 品質マネジメント規格 |
| JIS Q 17050 | 適合性評価-供給者適合宣言 |
| JIS A 4710 | 建具の断熱性試験方法 |
| ISO12567-1 | Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by hot box method. Complete windows and doors. |
| JIS A 2102-1 | 窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般 |
| JIS A 2102-2 | 窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法 |
| WindEye | 開口部の熱性能評価プログラム(窓の熱性能評価) |

※4 製品シリーズ(同一の製品シリーズ名として販売され、材質、構造等が同様であること)の中で、代表的な窓種(引き違い窓を原則とし、製品シリーズ内に引き違い窓(引き形式の窓)が無い場合は該当シリーズでの代表窓で可)、代表的なサイズ(W1650×H1300mm等、窓種を引き違い窓としない場合は、該当窓種の代表的なサイズ)、登録する製品シリーズとして装着させるガラスのうち最もガラス中央部のU値(JIS A 3107等での計算値、第三者機関※⁵の測定値、もしくはガラスマーカーカタログ値による)が大きいガラスからなる試験体を言う。

※5 一般財団法人 建材試験センター等。

5. ガラスの交換の要件

① ガラスのU値(熱貫流率)が以下のいずれかの要件を満たす製品(以下のA)又はB)に該当)であること。

A) 既存の窓・ドアフレーム※¹の材質が木製もしくは樹脂製の場合、ガラス中央部のU値が1.30W/(m²·K)以下であること。

B) 既存の窓・ドアフレーム※¹の材質が木と金属の複合材料製、もしくは樹脂と金属の複合材料製の場合、ガラス中央部のU値が0.93W/(m²·K)以下であること。

② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下、表6を参照のこと。)

・過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。

(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。)

・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下のA)又はB)に該当)は対象とする。

A) 断熱性を向上するために、中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等(JIS規格準拠製品)を生産する代表工場が過去3年以内に認証を受けているもの(アルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等はJIS規格がないため、それらと同様の製品でガス入りではない製品の認証で可とする)。且つ、実際に使用している各メーカーのガラステーデータを使用した代表製品の計算結果を提出できるもの。

B) 過去3年以内に認証を受けているもの。品質認証書及び付属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される第三者機関※²によるU値(熱貫流率)の性能試験報告書、製品管理で実測しているU値(熱貫流率)の管理図)を提出できるもの。

・ただし、JIS規格準拠製品、JIS規格製品であってもカタログ等に記載のない中空層厚を登録する場合、及びカタログ等に記載の小数の桁数より多い桁数の熱貫流率を登録する場合は、性能試験成績表※³等を提出すること。

(注1) 登録するU値(熱貫流率)は、登録する区分の中で最も大きいもの(中空層厚の小さいもの)とする。

表6 ガラスの登録要件に関するJIS規格等

| 名称 | 内容 |
|------------------------|-----------------------------------|
| JIS R 3209 | 複層ガラス |
| JIS R 3107 | 板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法 |
| JIS A 2102-1 | 窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般 |
| JIS A 2102-2 | 窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法 |
| 経済産業省告示 第二百三十五号 | 複層ガラスの性能向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者の基準等 |
| ISO 9001 JIS Q 9001 | 品質マネジメント規格 |
| JIS Q 17050 | 適合性評価-供給者適合宣言 |

※1 玄関ドアは含まない。

※2 一般社団法人リビングアメニティー協会で公表されている断熱性能プログラム。報告書を提出する場合、ガラスマーカーにて社印を押印する。

※3 JIS R 3107、JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、又はWindEye窓(WEB上で計算可)※²により実施された第三者機関※⁴の計算報告書。

※4 一般社団法人リビングアメニティー協会等。

6. 調湿建材の要件

- ① 内壁、天井、床などの内装に使用される調湿建材であって以下の要件を満たすもの。
- ② 中温域(相対湿度50-75%)における吸湿量が3時間後15g/m²以上、6時間後20g/m²以上、12時間後29g/m²以上であること。放湿過程12時間後の放湿量は、吸湿過程12時間後の吸湿量の70%以上、又は中温域での周期定常吸放湿試験を4サイクル繰り返し、1~4サイクル目の放湿量がすべて20g/m²以上であること。
なお、試験方法はJIS A 1470-1によるものとする。
- ③ 通常の使用下において、法定耐用年数の期間内に著しい基本性能の低下がないこと。
- ④ ホルムアルデヒド発散建築材料においては、規制対象外(JIS・JASのF☆☆☆☆及び大臣認定品等)であること。
また、規制対象外であることが確認できる書類(大臣認定書又は第三者機関※1にて発行された登録証、性能試験成績書等)を提出できること。
ただし、告示対象外で規制を受けない建材においては、当該建材を使用していることがわかる書類を提出すること。
- ⑤ 第三者機関※2による品質性能試験報告書等が提出できる製品(以下のA)又はB)に該当)であること。
(該当するJIS等については、以下、表7を参照のこと)
 - A) 第三者機関※2にて測定した品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実行されるQC工程管理図等)及び性能試験成績書を提出できるもの。
 - B) 第三者機関※2にて測定した性能試験成績書及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

表7 調湿建材の登録要件に関するJIS規格等

| 名称 | 内容 |
|------------------------|-------------------------|
| ISO 9001 JIS Q 9001 | 品質マネジメント規格 |
| JIS Q 17050 | 適合性評価-供給者適合宣言 |
| JIS A 1470-1 | 建築材料の吸放湿性試験方法-第1部:湿度応答法 |

※1 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会等。

※2 一般財団法人 建材試験センター等。

3 対象製品の登録について

1. 登録スケジュール

登録申請のスケジュールは以下の通りとする。

| 登録スケジュール | |
|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 対象製品公募要領説明会(東京) | 平成30年4月17日(火) |
| <input type="checkbox"/> メーカーコード発行申請期間 | 平成30年4月18日(水)～平成31年1月15日(火) |
| <input type="checkbox"/> 対象製品の登録申請(公募)期間 | |
| <input type="checkbox"/> 対象製品の公表(SIIホームページ) | 月1回程度の予定 ^{※1} |

2. 対象製品の公表

- 登録された対象製品は、SIIホームページにて順次公表する。
- 公表する内容は以下の通りとする。

| SIIホームページでの公表項目 | | 補足事項 |
|-----------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 共通 | <input type="checkbox"/> メーカー名 | 製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者の名称 |
| | <input type="checkbox"/> 登録日 | SIIが対象製品を登録した日 |
| | <input type="checkbox"/> SII登録型番 | SIIの登録型番付番ルールに準ずるもの |
| | <input type="checkbox"/> 製品名又はシリーズ名 | カタログに記載されている製品名又はシリーズ名 |
| | <input type="checkbox"/> ホームページのURL | 対象製品の詳細が分かるホームページのURL |
| | <input type="checkbox"/> 問合せ窓口の電話番号 | 対象製品の問合せ窓口の電話番号 |

| SIIホームページでの公表項目 | | |
|-----------------|--|---|
| 断熱パネル | <input type="checkbox"/> 断熱材の種類 <input type="checkbox"/> 内蔵された断熱材のλ値(熱伝導率) | <input type="checkbox"/> 断熱パネルの厚さ |
| 潜熱蓄熱建材 | <input type="checkbox"/> 潜熱蓄熱建材の種類 <input type="checkbox"/> 15°Cから35°Cにおける蓄熱量・潜熱量 <input type="checkbox"/> 20°Cから35°Cにおける蓄熱量・潜熱量 | <input type="checkbox"/> 潜熱蓄熱建材の利用方法 <input type="checkbox"/> 厚さ |
| 玄関ドア | <input type="checkbox"/> 厚さ | <input type="checkbox"/> 防火仕様の有無 |
| 窓 | <input type="checkbox"/> カバー工法用又は内窓用の記載 <input type="checkbox"/> 建具の仕様 <input type="checkbox"/> ガラスの仕様 | <input type="checkbox"/> ガラス中空層の種類 <input type="checkbox"/> 複層ガラスの最小中空層の厚さ |
| ガラスの交換 | <input type="checkbox"/> 中空層の種類 <input type="checkbox"/> 最小中空層の厚さ | <input type="checkbox"/> 使用可能な窓種 <input type="checkbox"/> アタッチメントの有無 |
| 調湿建材 | <input type="checkbox"/> 代表サイズ <input type="checkbox"/> 厚さ | <input type="checkbox"/> 使用可能な部位 |

(注1) 上記、公表する内容はメーカーが対象製品申請リストで製品登録を行い、SIIが製品の性能について審査をした上で対象製品として承認した製品のみ公表する。

※1 対象製品については、登録申請からSIIホームページに公表されるまでに約1か月必要(申請書に不備が無かった場合)となることを念頭に置いて申請すること。

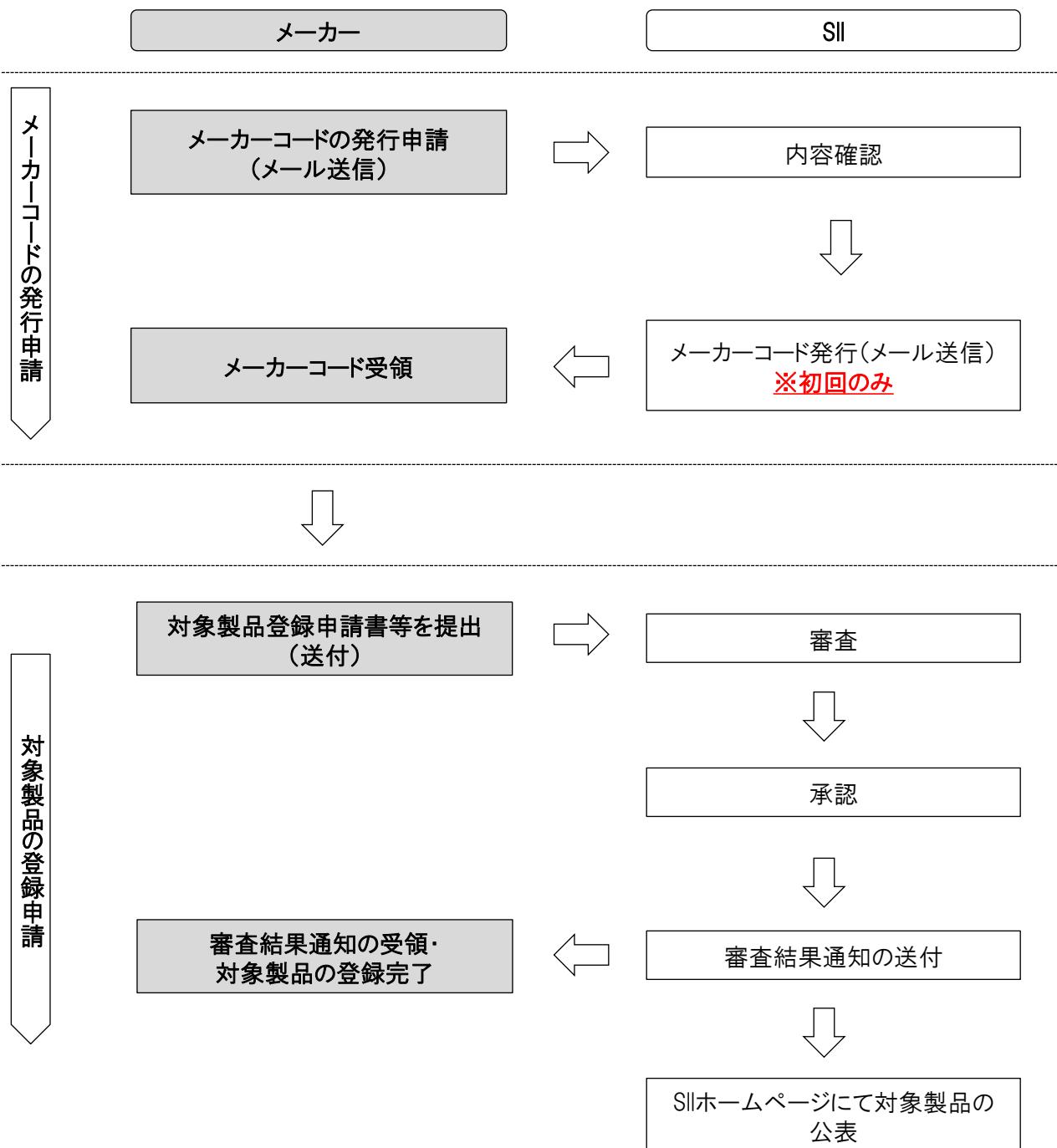
4 対象製品の登録方法

1. 登録手順

- 対象製品として製品を登録するためには、以下の手順で、製品の性能や製品型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果通知を受領することが必要となる。
- ① 対象製品の登録を希望するメーカーは、SIIにメールにて「メーカーコードの発行申請」を行う。
 - ② SIIは製品区分ごとの対象製品を申請し登録を希望するメーカーにメール送信して「メーカーコードの発行」を行う。
 - ③ メーカーコードを受領したメーカーは、「対象製品登録申請書」等の書類をSIIに送付する。
 - ④ SIIは審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を本事業のデータベースに型番登録する。
 - ⑤ SIIからメーカーに審査結果通知の送付を行い、登録完了とする。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。

2. 登録フロー

対象製品を新規に登録するフローは以下の通りとする。



① メーカーコードの発行申請

- 対象製品登録を希望するメーカーは、初回の対象製品登録申請前に「メーカーコードの発行申請」を行うことが必要となる。
- メーカーコード発行申請期間内に、メール送信先 jisedai-seihin@sii.or.jp にメーカーコードの発行を希望する旨等を連絡すること。
- その後、SIIから製品区分ごとに申請する各メーカーへ固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行・付与する。

メール送信先 / メールタイトル / メール本文の必要記載事項

| | |
|------------------|--|
| メール送信先 (SII) | <u>jisedai-seihin@sii.or.jp</u> |
| メールタイトル | 例) <u>断熱パネル</u> 製品メーカーコード発行申請/(株)○○断熱工業 登録申請する製品区分 メーカー名 (断熱パネル、潜熱蓄熱建材、玄関ドア、窓、ガラスの交換、調湿建材) |
| メール本文の 必要記載事項 | ① メーカーコードの発行を希望する旨 ② 登録申請する製品区分 (断熱パネル、潜熱蓄熱建材、玄関ドア、窓、ガラスの交換、調湿建材) ③ メーカーの名称 ④ 担当者名 ⑤ 担当者連絡先 ⑥ 担当者メールアドレス(返信用となる) |

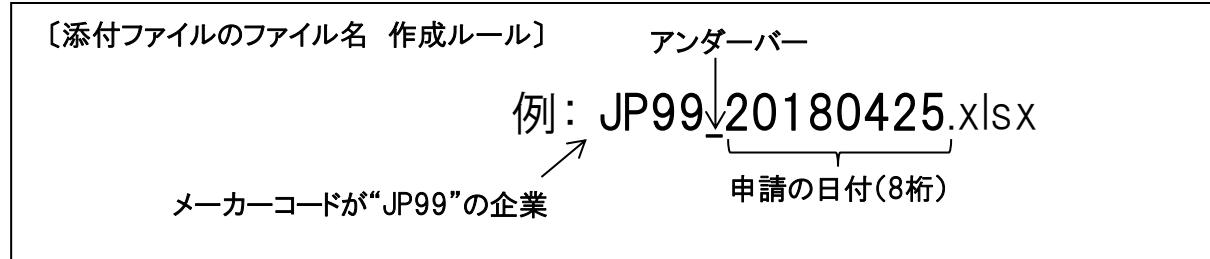
② 「メーカーコード」と「登録申請する製品型番」について

- 各企業に固有の4桁のメーカーコードをSIIが発行する。
- SII登録型番は頭文字4文字を製品区分ごとに「メーカーコード」として固定とする。

| 製品区分 | メーカーコード(例) | SII登録型番(例) | 桁数 | |
|--------|------------|------------|-----|----------|
| 断熱パネル | JP | 12 | 全8桁 | JP121111 |
| 潜熱蓄熱建材 | JT | 34 | | JT342222 |
| 玄関ドア | JD | 56 | | JD563333 |
| 窓 | JW | 78 | | JW784444 |
| ガラスの交換 | JG | 91 | | JG915555 |
| 調湿建材 | JC | 23 | | JC236666 |

③ 対象製品の登録申請

- ・メーカーコードが発行されたメーカーは、対象製品登録申請期間内にSIIへ提出書類を送付すること。
- ・また、データの提出が必要な書類はルールに則ってファイル名を作成し、左記のメール送信先に付すること。
- ・その後、SIIによる審査にて承認された製品は、SIIからメーカーに、審査結果通知の送付を行い登録完了となる。



3. 提出書類

- ・新規登録を行う場合は、以下の提出書類をSIIに送付すること。
- ・製品区分の異なる製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出すること。
- ・提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。
- ・製品を追加登録する場合は、新規登録の手順に従って書類を提出すること。

| No. | 書類名 | 提出形態 | 提出書類 |
|-----|-------------------------------------|--------------|------|
| 1 | 提出書類チェックリスト | 書類 | ○ |
| 2 | 対象製品登録申請書 | 書類(原本) | ○ |
| 3 | 企業情報 | データ(Excel形式) | ○ |
| 4 | 対象製品申請リスト | データ(Excel形式) | ○ |
| 5 | 第三者認証証憑等 | 書類 | ○※1 |
| 6 | OEM等企業情報 | データ(Excel形式) | △※2 |
| 7 | OEM等先との契約書又は覚書等の写し | 書類 | △※2 |
| 8 | 製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ | 書類 | ○※3 |
| 9 | 断熱パネル全体のR値を算出した計算結果報告書等 | 書類 | △※4 |
| 10 | 設計・施工マニュアル | 書類 | △※5 |
| 11 | 設計チェックシート、施工チェックシート | 書類 | △※5 |
| 12 | ホルムアルデヒド関係書類 | 書類 | △※6 |

(注1) Excel形式のデータは、jisedai-seihin@pii.or.jpのアドレスへ送信すること。

※1 断熱パネル、潜熱蓄熱建材、玄関ドア、窓、ガラスの交換、調湿建材により異なる。

詳細はP.15～16を参照のこと。

※2 製品登録申請を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

※3 カタログには対象製品申請リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容に蛍光ペン等でマークを入れること。

※4 断熱パネルを登録する場合は社印を押印した計算結果報告書等を提出すること。

※5 潜熱蓄熱建材を登録する場合は提出すること。

※6 断熱パネル、潜熱蓄熱建材、調湿建材を登録する場合は提出すること。

① 製品区分により必要な提出書類の補足

- ・第三者認証証憑等の提出書類の詳細は以下とする。
- ・各対象製品における登録要件区分に合わせた製品規格ごとに以下の書類を全て提出すること。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。

(注2) **自社で発行し押印を必要とする書類(計算結果報告書等)**がある場合は原本を提出すること。

(注3) 平成30年4月2日(月)～平成31年3月31日(日)の事業期間までにJIS認証を更新した場合、更新された認証書及び附属書の写しを速やかにSIIへ提出すること。

(注4) 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するSII登録型番を明記すること。

【断熱パネルに内蔵される断熱材】

| 登録要件区分 | | JIS認証番号等 | 提出書類 |
|--------|--|--|--|
| 1 | JIS規格製品 | JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 | <input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 |
| 2 | JIS規格準拠製品 | JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 | <input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 (自己宣言値での登録) |
| 3 | 供給者適合宣言 での登録製品 (JIS認証未取得 製品等) | JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9526、 JIS A 9523、 (ISO 9001、JIS Q 9001、 JIS Q 17050) | <input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく算出 された性能値(熱的宣言値)の書類 |
| 4 | JIS規格外製品 | JIS Q 17050 (「適合性評価-供給者宣言」 に基づく自己適合宣言) | <input type="checkbox"/> 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) <input type="checkbox"/> 支援文書(JIS Q 17050-2) <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく算出 された性能値(熱的宣言値)の書類 |

【潜熱蓄熱建材】

| 登録要件区分 | | JIS認証番号等 | 提出書類 |
|--------|---------------------|---|---|
| 1 | ISO 9001等での 登録製品 | ISO 9001、 JIS Q 9001、 JIS Q 17050 | <input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測 される蓄熱量、潜熱量の管理図) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |
| 2 | 自己品質管理証憑 での登録製品 | 品質管理証憑 | <input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |

【玄関ドア】

| 登録要件区分 | | JIS認証番号等 | 提出書類 |
|--------|----------------------------------|---|---|
| 1 | JIS規格製品 | JIS A 4702 | <input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 |
| 2 | ISO 9001等での登録製品 (JIS認証未取得製品等) | ISO 9001、 JIS Q 9001、 JIS Q 17050 | <input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |
| 3 | 自己品質管理証憑での登録製品 (JIS認証未取得製品等) | 品質管理証憑 | <input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |

【窓】

| 登録要件区分 | | JIS認証番号等 | 提出書類 |
|--------|----------------------------------|---|---|
| 1 | JIS規格製品 | JIS A 4706 | <input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 |
| 2 | ISO 9001等での登録製品 (JIS認証未取得製品等) | ISO 9001、 JIS Q 9001、 JIS Q 17050 | <input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |
| 3 | 自己品質管理証憑での登録製品 (JIS認証未取得製品等) | 品質管理証憑 | <input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |

【ガラスの交換】

| 登録要件区分 | | JIS認証番号等 | 提出書類 |
|--------|-------------|-------------------------|---|
| 1 | JIS規格製品 | JIS R 3209 | <input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 |
| 2 | JIS規格準拠製品※1 | JIS R 3209 | <input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)等 |
| 3 | JIS規格外製品※2 | ISO 9001、 JIS Q 9001 | <input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書 <input type="checkbox"/> 製品管理で実測している熱貫流率の管理図 |

※1 中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等の製品

※2 真空ガラス等の製品

【調湿建材】

| 登録要件区分 | | JIS認証番号等 | 提出書類 |
|--------|-----------------|---|---|
| 1 | ISO 9001等での登録製品 | ISO 9001、 JIS Q 9001、 JIS Q 17050 | <input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実行されるQC工程管理図等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |
| 2 | 自己品質管理証憑での登録製品 | 品質管理証憑 | <input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 |

5 申請に関する注意事項

1. 対象製品に関する注意事項

対象製品の登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意すること。

また、登録申請書の提出をもって同意したものとみなす。

- ① 対象製品登録の際は間違いないよう十分注意し、SIIのホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は各社の責任で対応を行うこと。
- ② 登録申請する製品は申請時に上市していること。
- ③ **申請された内容に変更(製品に係る性能、仕様、性能仕様に係る組成、担当者情報等を含む)及び廃番があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、SIIの指示に従うこと。**
- ④ 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、審査結果通知書発行前に登録された製品かのような誤解を与える表現を用いないこと。
対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないこと。
- ⑤ 対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。
製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した製品に不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策・対応を進めるとともに速やかにSIIへ報告を行うこと。SIIは、その不具合の内容により文書で報告を求めることがある。また、不具合等により製品の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- ⑦ 対象製品登録を行ったメーカーは、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑧ 対象製品登録を行うメーカーは、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告を求めることがあること。
- ⑨ 前項の報告を受けたときは、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。
この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑩ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表すること。
- ⑪ 補助金受給に係る不正行為について、指定製品メーカーの関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録製品を全て対象外とする場合があること。
- ⑫ 前項による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、メーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求することができる。

- ⑬ 対象登録製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑭ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないこと。
- ⑮ 経済産業省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
- ⑯ 提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

2. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

- ① 申請書提出期間
平成30年4月18日(水)～平成31年1月15日(火) 17時必着
- ② 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ『次世代建材』 対象製品登録担当 宛

- 「次世代建材申請書在中」と必ず記入のこと。
- SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。
- 宛先には略称SIIを使用しないこと。
- 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。
- 提出書類は必ずボールペン・万年筆等(黒色インクのもの)で記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-3110 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

